

学位論文要旨および審査要旨

氏 名 巻 口 勇一郎
学 位 の 種 類 博士（社会学）
学位授与年月日 2001年3月31日
学位論文の題名 自生的秩序における法 社会における法と個人

【論文内容の要旨】

1. 本論文の概要

本論文は、著者の巻口勇一郎氏が博士課程在籍中に執筆した諸論文をベースにしつつも、論述に首尾一貫性をもたせるため新たに書き下ろした部分も多く、結果として300頁を越す大著になっている。その内容は、簡潔に言えば、E. デュルケムの法社会学的研究に注目し、M. モースの『贈与論』等と比較対照しつつ、デュルケム法理論の理解の深化を図るとともに、J. カルボニエの法理論等を参考にして、デュルケムの近代法理解の正当性を論証し、併せてデュルケム法理論の視野からすると、現代法がいかなる性格を持つかについて、詳細に論じたものである。本論文は社会学者のみならず法学者の多数の論文を読みこなし、デュルケムの法理論の独自性を際立たせるとともに、近代法や現代法に関わる多くの法律条文を検討し、それを論証のデータとして用いている。まさにデュルケムが論じたように、著者もまた法を可視的データとして用い、それによって社会の道徳的構造を解き明かさんとしている。ここにまた、デュルケムの社会学に魅了された、しかも従来顧みられることの少なかった法社会学に照準を合わせた、一人の若き社会学徒が立ち現れたといえよう。

2. 本論文の構成

序論を除けば本論文は、三部構成を取っている。章別に目次を示せば以下のようなものである。内容的には第三部が全体の半分以上のボリュームを占めている。

第一部 前近代社会における法と個人

第一章 抑止法と機械的連帯

第二章 古代社会、未開社会における贈与交換と法

第三章 法の歴史の変遷

第二部 近代社会における法と個人

第一章 復原法と有機的連帯

第二章 復原法の基礎構造

第三部 近現代社会における法と個人

第一章 法と自制的秩序

第二章 抽象的復原法から具体的復原法へ

第三章 近現代社会における道徳と法の役割

第四章 結論と要約

3. 本論文の内容

論旨が多岐にわたるので、各部毎に理論骨子を簡潔に要約したい。

第一部 前近代社会における法と個人

未分化で同質的な前近代社会では、集合意識が諸個人の意識を覆い、諸個人は相互の類似性に基づいて凝集する。これをデュルケムは機械的連帯と呼ぶ。機械的連帯の下では集合的類型に従った生活が要求され、宗教的儀礼や法典が生活の細部を規定し、それに背くことは「激情的反作用」を被ることになる。これが抑止的法（*droit repressif*）である。抑止的法は、諸成員を集合的類型に合致させるべく、抑圧的な拘束を及ぼす法なのである。

上記の社会にあっては、物のやりとり、交換や契約もまた抑止的法によって厳密に規制され、集合類型に合致したものであった。物の給付と受領、反対給付は任意になされているように見えて、根底においては義務的であった。第1に、交換は向かい合う二つの贈与行為の組み合わせであり、相互の敬意の表明であり、互酬性を帯びる。第2に、交換に付される物は聖性を帯びているとされ、受贈の義務、互酬的な返礼の義務を要求する力が宿っているとされる。第3に、神話や伝説等に見られる法的陳述の抑止的・威嚇的效果によって、交換の互酬性が担保される。このような複数の規制的メカニズムによって、交換は儀礼的配慮の下で、途切れることなく執り行われていた。

しかしながら、M. モースのいう「闘技型の贈与交換」に顕著に見られるように、贈与交換には自己の名誉、序列や利害、相手との同盟関係と結びついた打算的な性格もまた付きまとっている。その意味で契約・交換は儀礼的であると同時に世俗的である。かくして、交換過程においては聖と俗との不断の緊張関係が生じていることとなり、結果的に聖俗の分類体系を活気づけることになる。

分化・異質化した近代社会では抑止的制裁を伴った法が衰退し、復元的規制を伴った協同的法律が発達し一般化する。抑止法から復原法（*droit restitutif*）へという法類型の交替は諸成員を集合的類型に合致するよう強制する力の弱体化を意味し、従ってまた多様な個人的差異の自由な発展が見られることを意味するが、この時社会はいかにして自らの統合、連帯を形成するのであるか。

第二部 近代社会における法と個人

近代社会では個人の意識と行為に対する集合的な抑止力が弱まり、個人の自由に基礎づけられた契約の自由が拡大するが、しかしなお犯してはならぬ聖なる価値が存在する。デュルケムによれば、それは人間一般の尊厳を説く「人格崇拜」であり、それが新しい時代の道徳になっている。しかもそれは、個人の創意や反省の力を借りて、個人の内面に自らの活動領域を確保する。かくして、抑止法の撤退は規範の真空状態を意味するのではなく、人格の尊厳を基本とする内面規範に十全の活動の場を与えることを意味する。近代において、当事者双方の合意に基づく「諾成契約 *un contrat consensuel*」や、誠意に基づく「誠意契約 *un contrat de bonne foi*」が増大するが、そこには相互の人格を重んずる内面規範が働いているのである。

従って、契約場面で諸個人は、E. ゴッフマンのいうところの「相互行為儀礼」を交わし、協調関係が維持しうるようにマナーやエチケットを守るが、しかしとりわけ契約内容の公正性に対する慎重な配慮

が必要である。この配慮は、単に当事者双方の主観的な衡平感覚に委ねられるというより、集合意識によって望ましいとされる道徳的な配慮であり、この配慮の欠けるところでは、契約は破棄されるか無効化される。デュルケムは、契約における不公正を是正し、阻害された諸関係を正常な状態に修復・復原する事後的な社会の力を法規範の中に見出している。それが復原法なのである。

復原法は、時には刑事制裁を伴い、時には贖罪としての賠償や罰金を伴って、阻害された諸関係を事後的に修復する公的＝社会的力を有するが、同時に「法定類型」によって契約の正常類型を示し、更には権利乱用、信義則、公序良俗、契約の有効要件など、多様な慣習や契約慣行の存在を記載し、契約の成立を事前に規制している。その意味では、近代復原法も当事者の合意に外在的規制を加え、契約内容の公平性を保障し、それが破られれば強制力を発揮するのであるから、私法ではなく公法である。デュルケムの見地では、あらゆる法は、それが集合意識によって基礎付けられている限り、公法なのである。民法は集合意識が許容する行為を合法とし、その範囲で行為が行われることを期待し、刑法は集合意識が許容しない行為を違法とし、その範囲で行為が行われないことを期待しているのであるから、民法と刑法は同じ道徳というメダルの両面だともいえる。

第三部 近現代社会における法と個人

デュルケムが法を集合意識の「外部標識」と考えていたように、法の言語定式が記述しているものは集合的な価値判断の類型である。ただし、認知的要素のみならず感情的要素をも含む集合意識のすべてが法言語として定式化されるものではなく、法言語の背後には常に言葉や論理では語り尽くされない集合的な潮流が存在している。法の言語定式は、法の背後にある膨大な集合意識と一対となり、連携してこそ有効に働く規範なのである。集合意識から乖離すれば、法は自らの権威と力を持続的に保持することは出来ない。

J. カルボニエによれば、大多数の一般人は普段、法を意識せずに生活している。通常、社会においては長期間の「非法 non droit」が、いくらかの瞬間の法と引き換えに存在している。食事の際の礼儀作法を含む、法以外の多元的な社会規範（＝非法）による行為規制が、社会生活の安定を持続的に支えているのである。家庭では、愛や信頼や節度などの複数の非法による重層的な扶助的規律が働き、法は「撤退」ないし「自己制限」している。また、法を運用する諸個人の内面規範（＝非法）に基づき、法の行き過ぎた運用が「中和」されることもある。更には、土着の慣習や慣行に基づき、「法に対する事実の抵抗」も生じうる。かくして、カルボニエによれば「法はもはや自己完結的な閉じた体系とはみなされず、習俗、倫理、宗教等に相当な管轄委譲を行う」のであり、従って法と非法との重層的な関係を問う規範間関係論が重要となる。これは、デュルケムが宗教と道徳と法を世界の三大規制とした見解と一致している。

デュルケムによれば、分化・異質化した近代社会では、集合意識は一般化・抽象化し、それに応じて道徳規範も法規範も一般化・抽象化するが、しかし法の抽象化は二面性をもつ。法の抽象化は、一方では確かに非法への管轄委譲という側面を持ち、法の柔軟な適用を可能にするが、他方では功利的な活動・恣意的法解釈の自由に根拠を与える可能性もある。例えば、今日なお罰則をもたない「利息制限法」が、契約当事者の節度や業界の自主規制といった非法に十全の活躍を保障するのではなく、サラ金業者の高利・暴利を容認する方向で利用されたように。このような二面性の持つ問題性が認識されたが故に、現代法の典型である各種規制法（＝社会法）は、正義の内容を抽象的に語ることを止め、正義の内容を

著しく具体化・明確化する。現代法は、規範内容の不確定性を縮減し、日常生活の特定の状況で生ずる特定の道徳的義務について明確かつ詳細に語るが故に、規範の量的爆発を呼び起こし、社会の法化を押し進める。現代法は、近代法の規制を具体化し、関係の維持・復原をより確実に実現するために進化したといえる。その意味で、近代法は「抽象的復原法」であり、現代法は「具体的復原法」である。

M. モースは現代の社会法を「交換儀礼への回帰」であると位置づけている。交換の道徳的規制に関する立法だけではなく、フランスの社会保険や社会福祉など社会保障制度に関する立法も、何ら目新しいものではなく、「同胞を支えてゆくという古来の基本的なもの＝贈与交換への復帰」であるとし、「集団の道徳へ立ち返ろうとしている」ものと捉えている。しかるに、我が国の利息制限法や食品衛生法、産業廃棄物処理法などには具体的規制の文言が欠落し、抽象的な内容の規制にとどまっている。これは、非法への信頼や管轄委譲とは考えにくく、社会の特定の構成要素である企業体や産業界からの圧力を考えた方が説得的であろう。デュルケムがいうように、アノミクな社会状況の拡大が非法の機能低下を招きインフォーマルな社会統制の空洞化をもたらしているが、ここではさらに、超越的権威でもって利益を規制するはずの法が、逆に規制客体たる利益によって規制されるというパラドシカルな事態が生じている。しかし、そうであればこそ、共同的価値の側からする抵抗もまた生み出され、裁判を通じた正義の回復が希求される。集合意識、道徳、法のダイナミックな連関が更に検討されなければならない。

従来、契約という現象の分析は経済学者に委ねられ、経済学者は契約を非人格的な経済現象の一環として取り扱うことが多かった。だが契約は、大抵、略取や詐取を慎むことで成立するのであり、この最低限の契約秩序が利害打算というよりも、道徳や法に由来することは明らかであろう。カルボニエは言う、「社会学者は（契約）に情熱を注いで欲しい。小さな契約の領域はいまだ未知であり、しかも社会学者が愛する規範的なもの、道徳、慣習や法が混ざり合い、濃淡をもちつつも満ちているからである」と。法社会学の一環として契約を全体社会的現象として取り上げ、契約の社会学を発展させることが今日重要になっている。

【論文審査の結果の要旨】

公聴会は6月12日（火）5時から2時間余の時間をかけて行われた。先ず著者が博士号請求論文に全精力を傾け、自らの考えを余すところなく示さんとした努力は買うが、論述が重複し、自らと異なる見解に対する批判が執拗であり、その結果本論文が余りにも長大になっている点を今後の問題として反省すべきである、という注意がなされた。ただし、長大な論文にもかかわらず、論理は首尾一貫しており、論旨も明快である点は、本人の到達した結論に揺るぎがなく、深い確信を反映しているものとみなされる。弛まぬ努力ともども、この点は大いに評価できる。

公聴会で討議された主要な論点は、以下のようであった。

復原法の背後に「人格崇拜」を見つめた点、あるいは人格崇拜が復原法を通じて具体化されることを指摘した点は、これまでのデュルケム研究において見過ごされてきた論点であり、大いに意味あるテーマとなりうる。というのも、従来のデュルケム研究においては、いわゆる「契約における非契約的要素」の重要性は幾度も指摘されてきたが、それが実質的に「人格崇拜」であるという一步踏み込んだ指摘までは必ずしもされてこなかったからである。著者の指摘は、人格という聖と契約という俗を一度画然と切り分けた上で、近代法が具体的に作動する局面において、両者が二重構造を形成しつつ連携するもの

であるということの意味している。それは、『宗教生活の原初形態』において提示された従来の二元論的な聖俗論をはるかに凌駕するものであって、新たな社会秩序観を提示することに成功している。また、交換・契約をM. モースの「贈与論」に遡って捉え直し、契約の被規制的側面に注目して契約の社会学的研究を志した点も、新たなデュルケム研究の射程を広げたという意味で、また社会学の新たな研究領域を切り開いたという意味で、大いに評価しうる。

以上の点を評価した上で、さらに次のような問題を検討する必要があると思われる。すなわち、人格崇拜の契約に対する道徳的影響力はどこからもたらされ、またその持続性は何によって支えられるのかという問題である。著者は、人格崇拜がフランス革命という「集会的沸騰状態」によって人々の内面に刻印され、内面規範として維持され、復原法として現実化されていると考えているようだが、むしろ逆に、人格崇拜の存続は、復原法によって示される諸機能の均衡を維持するために、社会がそれを必要とし、活かし続けたという側面からも捉え返すことができるのではないか。換言すればそれは、人格崇拜を果たしてどこまで所与の前提とすることができるかという問題である。この論点は、著者がやがてデュルケム法理論からの自立性を強めて独自の理論展開を構想していくために、ぜひとも乗り越えていかなければならない課題であると思われる。

著者は、J. カルボニエの「非法の仮説」を用い、デュルケム法理論の現代的肉付けを行っているが、より積極的にカルボニエの見解を活用し、その概念装置を駆使して、デュルケム法理論自体の現代化を図ることが可能であったのではないかとと思われる。カルボニエの所説に対する積極的評価と展開は、デュルケムを批判的に乗り越え、著者独自の理論展開を構想してゆくための糸口になりうると考えられるのである。デュルケムの所論に欠けているところを補うことを通じて、カルボニエのいう規範間関係に注目した点は高く評価されるべきであるが、さらに現代社会において諸規範がいかなる重層的構造をなしているかについての具体的な言及がなされていれば、著者の所論の説得力はさらに増したものと思われる。また著者のオリジナリティもより発揮されたのではないかとと思われる。この点を、上記の課題とあわせ、著者の今後の研究の深化を期待したいと考える。

著者は本論文末尾において「我々は共同的な価値へのコミットなくして生きる術を未だに知らないし、共同体的価値へのコミットなく社会の持続的安定を保つような経験を未だに持ったことがない」と述べ、アノミーとエゴイズムが蔓延する現代においても、深層で待機する集合意識が噴出する可能性に希望を託しているように見える。そして逆に、「個人の能動性・主体性、言語的な討議や合意が新たな社会秩序形成の原理になった、そのような現実や経験を我々もってはいない」と述べ、市民社会論的合意モデルに対しては批判的である。自由主義的思潮へのデュルケム社会学からの批判がもつ現代的意義は良しとするが、現実の多様性・複雑性を認め、意見の相違を前提としながらも、諸討議を通して共通の善きもの、正しきものに接近しようとするアプローチを無下に否定しうるのか。存在のレベルではなく認識のレベルにおいて共通点を探らんとする知的営為をどう捉えるか。今後の課題として真剣に検討する必要があるだろう。

なお、法の社会学的研究は日本において先行研究に乏しく、海外でも最近ようやく注目され始めたという状況である。新しい領域を切り開く喜びとともに、困難と危険が待ち受けることを覚悟する必要がある。

以上に指摘したような問題点および課題が残されているが、しかし研究に対する意欲と熱意は一流であり、

本論文に示された研究成果もオリジナリティに富み、刺激的である。課程博士となるにふさわしい研究実績を上げたものと判断する。

したがって、審査委員会は本論文が本学学位規程第18条第1項による学位授与に十分値すると判断する。

【試験または学力確認の結果の要旨】

著者は社会学研究科博士課程後期課程に3年間在学し、学則に定める履修要件を充足している。その間の論文作成や学会発表等により、また何よりも本論文の内容によって、外国語を含む学力確認は十分行い得たと判断する。故に、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。

審査委員	(主査) 佐々木嬉代三	立命館大学産業社会学部	教授
	木田 融男	立命館大学産業社会学部	教授
	景井 充	立命館大学産業社会学部	助教授

氏 名 鈴木 未来
 学位の種類 博士（社会学）
 学位授与年月日 2001年3月31日
 学位論文の題名 現代中国における社会変動と家族問題

【論文内容の要旨】

本論文の基本課題

本論文は、中国のいわゆる改革開放政策以降における社会的変化にともないあらゆる社会分野に新たな問題が現れている状況のもとで、家族生活においても変化と問題性が認められることに着眼することを通して、中国家族の変化の捉え方およびその把握にもとづいて家族問題にたいする解決の方向を探ることを基本的な問題意識として展開されている。具体的には、1) 家族生活の歴史的変遷を社会的変化との関連で巨視的に捉えること、2) その把握の上に改革開放政策の進展から生じていると思われる生活格差の拡大にともなう家族問題の性格を分析すること、3) そのような現実の進展にたいして中国の家族研究がどのように進展してきたかについて政策との関連で評価すること、そして若干の実態調査分析をもおこなうことなどを通して、今後の研究の方向を具体的に提起していくことが、本論文の基本的な狙いである。

本論文の構成と内容は以下の通りである。

1) 構成

はじめに

序章 現代中国社会の状況と家族生活

第1節 新中国成立以降の中国社会と家族生活の関係

第2節 集団化政策と二元構造

第3節 改革開放政策と人々の生活機会の増大

第1章 中国における家族の歴史的変遷

第1節 新中国成立以前の家族生活にかんする慣習

第2節 近代以降の法制度にみる家族

第3節 改革開放以降の中国における家族生活の状況

第2章 「格差」の拡大と家族生活

第1節 家族生活におけるさまざまな違いの存在

第2節 人々の生活における「格差」拡大の過程

第3章 家族研究の進展と課題

第1節 改革開放の進展と家族社会学

第2節 「再建期」における家族社会学 社会学の復活と「婚姻家族熱」

第3節 「確立期」における家族社会学 1

改革開放政策の本格化にともなう実態調査の進展

第4節 「確立期」における家族社会学 2 「社会問題としての家族問題」への対応

第5節 「発展期」における家族社会学 家族研究に求められる新たな視点

第4章 現代中国における家族問題

第1節 家族生活の今後と問題性

第2節 現地調査に見る家族問題の状況

おわりに

2) 内容

序章では、新中国成立以後の中国社会の変化と家族生活との関係についての巨視的な動態把握がなされている。具体的には、都市部では重工業の発展が優先するという画一的工業化が結果として生産力の低迷をもたらし、農村部では都市部の原料供給地としての位置づけによって独自の発展が妨げられるだけでなく、固定的ないわゆる「戸籍制度」による余剰労働力が滞留する。いわゆる集団化政策の枠組みという条件のもとで、当初の民主化課題とは異なる生活の現実がもたらされる。具体的には農民層・労働者層・幹部層・軍人層という階層の固定化とそれら階層間における実質的な不平等にほかならない、その打開策として改革開放政策が性格づけられる。いわゆる「先富論」にもとづく「社会主義市場経済」への移行は、一方では生活機会の自由度の増大と生産力の発展をもたらすが、他方では一定の競争原理の導入および、それまでの生活基盤や生活機会の諸条件によって、都市と農村の格差に加えて階層内格差をも進展させることになる。家族生活における自由と多様化をどのように実質化するかが問われる社会的現実が進行している。

第1章では、家族生活における古いものの残存と新しい変化を整序・確認していくということを軸として家族の歴史的変遷について展開される。まず新中国成立以前の家族については、「均分相続」と「宗族」の検討・確認がなされる。具体的には「均分相続」については「フィードバック型」扶養の観念と結びつくものであり、「宗族」については仁井田見解に依拠して農業経営の安定と結びつくものである、という理解が示され、人民公社解体後の「社会保障」につながる人的ネットワークにつながるという位置づけがなされる。家族にかかわる法制度をめぐっては、民法における法規定と慣習の考察がなされ、近代法的性格を基本としながらも家父長的性格や夫優位などの残存が認められることが指摘されている。新中国成立後に制定された民主的性格の「50年婚姻法」にたいして、婚姻法貫徹運動などによりその実質化が追及されたが必ずしも成功しなくて社会主義教育による長期的展望の必要性が確認され、家族政策の比重が人口管理へと移行していくことになる。「80年婚姻法」や「相続法」はその延長線上での新たな家族政策として位置づけられるが、家族をめぐる諸問題を個別家族の問題として置き換えようとするものとして批判的評価がなされている。なお、いわゆる「一人っ子政策」にともなう「小皇帝」問題、家族の多様化と個人化の動向、専業主婦の出現など改革開放の「負の影響」が具体的に指摘され、次章への問題提起がなされている。

第2章では、改革開放政策の進展にともなう家族生活をめぐる問題性については、「格差」の拡大に主な特徴を求め、家族生活の多様化の性格を「格差」の拡大という視点から捉えることが目指される。ここで使われている「格差」とは一般的に受け止められているような、収入に示されている経済的格差だけではなく、例えば教育機会などの「精神文明」をも含めた格差であり、さらには「生活機会」の格差という視点も組み込んだ意味である。そのような意味における「格差」の具体的進展については、序章で簡単に指摘されている地域間格差と階層間格差が経済指標重視にもとづく政策立案の結果として論じられている。資源配分における違いが地域間格差を増大させるだけでなく、そのことが悪しき「地域主義」につながっていくことが示され、階層間格差は「生活機会」すなわち資源や利権の利用における人的ネットワークの有無に典型的に現れる条件によって、格差が拡大再生産される結果について論じられており、「社会

保障」や教育機会の格差の増大はその代表的な例とされている。

第3章では、前の章までで確認した家族をめぐる現実と問題に対応した家族研究が中国においてどのように展開されたかを、評価をも含めて論及される。改革開放の進展は家族が生産・生活拠点として重視されることによって、その重視に応じた家族研究が求められる状況のもとで中国における家族研究が以下のように進展する。1979年に社会学が復活し、家族研究の必要性が重視されるが、研究者、研究組織ともにばらばらな状況のもとで、「婚姻家庭熱」と称される研究状況が出てきたにとどまり、本格的な家族研究は、1980年代後半からの全国的な実態調査を契機として、研究方法、研究組織ともに確立していくが、定性調査から定量調査へと進んだことおよび家族を捉える事実資料がはじめて出されたという意義が認められるとされる。1990年代に入ると、改革開放政策がもたらした「負の影響」が明確に見いだされるようになることに照応して、家族生活における「物質文明」と「精神文明」の両立と全面的な発展を目指すという方針に沿った研究が進められ、人口学や女性研究などの隣接分野との連携も試みられるが、「四二一」構造の出現や男女間の収入格差の拡大という実態など「負の影響」が見いだされ、中国独自の研究の必要性が問われることになると整理され、最近の動向としての研究方法の「本土化」(＝中国の独自性)にたいして、巨視的な視野の必要性と生活構造などの新たな研究の方向が提示される。

第4章では、中国の家族生活の今後を探るとともに研究の今後のあり方を考える意味で、これまでに展開してきた家族生活の動向と問題性について、若干の予測も含めて「全体として」再整理した上で、実証の試みの1つとして沈陽市郊外の農村における家族生活の分析がなされている。現実的に厳しい制約のもとでの小規模な調査であるが、生活機会の活用とそのための条件に焦点があてられたものである。現在は一応安定した家族生活を営んでいるが、「政治的ネットワーク」やその他の結びつきが弱く、「社会保障」の不備および小さな世帯毎の家族経営という実状であり、そのような自助努力が今後も長期的に可能かどうか疑問が残るという一応の分析結果が導き出されている。

最後に、中央政府の政策的な意図が実際の家族生活に反映するとは限らなくなってきている現在、これまでのような政策の後追いの研究あるいは政策に単純に応じる研究にとどまらず、新たな政策的提言や家族問題の新たな見出しが可能な研究方向が要請されること、そのためには中央政府の目指す社会発展についてのマクロな基本方針をふまえながらも、それと乖離するミクロな家族生活の分析方法、たとえばこれまでほとんどなされていないミクロレベルでの地域間比較の方法を彫琢する方向、改革開放の精神の実質化に資する研究、現状の「物質文明」の発展のみの経済成長に傾斜し過ぎない研究の方向が提示される。

【論文審査の結果の要旨】

審査委員会は、6月1日に第1回審査委員会を、6月22日に公聴会および第2回審査委員会を行い、以下のような結論を得た。評価すべき点としては3点挙げることができる。第1に、社会学における既存の中国研究の枠組み、具体的には地域レベルでのミクロ分析が支配的である研究状況にたいして、マクロ視点からの現実分析とその理論化を一貫して追求しており、家族研究が地域研究さらにはアジア研究への射程の可能性を秘めていることを高く評価することができる。第2に、「社会問題としての家族問題」を独自の視点である「生活機会」の格差から中国社会の歴史的特殊性、中国の社会変動とのかかわりで捉える試みをしていることは、新たな切り口による大胆かつ重要なアプローチとして評価することができる。第3に、中国における家族研究の展開の社会的背景、その潮流の整理、研究の問題点と課題などを適切に位置づけていることについて、これほどのまとまりをもって整理された研究は、中国や欧米においても見あ

たらないという意味で、この学界における貴重な労作の位置を占めるという点で特に高く評価することができる。

本論文はこの分野の研究としては開拓的試みであるとともに、中国家族の研究にとどまらない射程の萌芽が認められるが、逆にそれ故に弱点あるいは今後の課題をも指摘することができる。まず様々な制約があるとは言え、現実の調査分析が弱いことを指摘することができる。次に現実を捉えるにあたっての概念構成の弱さを挙げることができる。この点について具体的に挙げると、「全体としての」把握が1つの特徴となっているとは言え、「全体」がかならずしも十分に組み立てられていないこと、「生活機会」、「精神文明」、などの概念が現実との関連で把握が浅いことなどである。このような弱点が認められるが、調査分析による実態把握については今後の積み上げが課題であり、概念構成の弱さもまた理論的課題ではあるが、実態とのすりあわせによって克服されることが期待されるとともに、中国の家族にとどまらない研究があわせて期待される。

以上のような審査の結果、審査委員会は本論文が本学学位規程第18条第1項による学位授与に十分値すると判断する。

【試験または学力確認の結果の要旨】

博士学位請求者鈴木未来は、社会学研究科博士課程後期課程に3年間在学し、学則に定める履修要件を充足している。その間、関連論文の公表、理論についての著書の分担執筆、学会発表、全国的研究会でのゲストスピーカーなどの研究活動をしていることを指摘することができる。また、本論文では中国語文献・資料が多数活用されているとともに英語文献も活用されている。したがって、社会学の専攻分野において自立した研究者として研究活動を行っていくに必要な研究能力、基礎的学識、専門的能力、語学力を有すること、加うるに現代中国研究の学界水準にほぼ到達しているだけでなく新たな研究方向についての先進性の萌芽が認められることが確認されるので、本学学位規程第25条第1項にもとづき学力試験を免除するものとする。

審査委員	(主査) 飯田 哲也	立命館大学産業社会学部	教授
	文 楚雄	立命館大学産業社会学部	教授
	中村 則弘	愛媛大学法文学部	教授

氏 名 齋藤真緒
学位の種類 博士(社会学)
学位授与年月日 2001年3月31日
学位論文の題名 『親性(Elternschaft)』の意味変容

家族変動の分析視角としての「個人化」論の可能性

【論文内容の要旨】

本論文は、著者が大学院在籍中に学会誌等に公表した3本の論文をもとに、さらに大幅に加筆し、新たに書きおろした論考を加え、まとまりのある論文に仕上げたものである。

「近代家族」論は、従来自然的存在として自明視されてきた家族について、それが歴史的に形成された近代固有の特性をもつ「近代家族」である事を明らかにしたが、近代社会の変動にともない、さらにどのような変貌を遂げつつあるのか、という点では、ゆくえを見失っているように思われ、かわって、家族を構成するメンバー間の関係性に論議が移っているように思われる。パートナー関係については、フェミニズムからの提起を起動力としその再構築のための理論が彫琢され、個別の法・制度・政策の変更のみならず、新たな男女共生型の社会システムと、そのもとでの新たな関係性への歩みが始まってきた。

しかし、親-子関係、わけても初期親-子関係については、社会変動の文脈から、近代家族以降を見据えた変容過程分析は、まだ少ないといえる。著者の着眼点はまさにこの点にある。

著者は、1970年代以降の先進資本主義国に見られる出生率の低下が呼び起こした「子ども問題」をめぐる言説の典型として、ひとつには、コール政権の家族政策を、それと対極に立つものとして、第2期フェミニズム運動を経た新たな段階での女性たちによる「母親運動」の主張の集約としての「母親宣言」(添付資料参照)を挙げる。前者は、伝統的「母-子関係」の再建をめざすものであり、それに対して後者は、ベックのいう「女性の個人化」を経て、女性が「親になること」、「子どもを持つこと」を問い直し、伝統的「母-子関係」を乗り越えた地点での「親-子関係」形成への意思の表現とみることができる。著者は、この対極的な「子どもを持つこと」に関する言説は、著者の言う「子どもをもつこと」への<社会的意義付け>と<個人的意義付け>の交錯状況を表現するものと捉える。そのうえで、著者は、女性による「子どもを持つこと」への意欲の表現が、この交錯状況のなかで、ともすれば、伝統的「母-子関係」へ回収される危険をはらむことを危惧する。

著者は、その危険を回避するために、「母-子関係」から「親性」へと視座の転換をはかることを提案する。すなわち、「女性・男性・子どもの三者関係のありかたとしての家族」の変動の過程で、「男性・女性が子どもを持つことの意味の変容」を「親性の変容」としてとらえようというのである。そのために、「近代家族以降の家族」に向かう「親-子関係」の変容を「親性の変容」としてとらえることの出来る分析枠組みの必要性を強調し、その分析枠組みの構成を本論文の課題として設定しているのである。

「親性の変容」の分析枠組みを構成するにあたって、著者は、ウルリヒ・ベックの「個人化」論を重視する。ベックは、近代における社会変動とその特性をどのように理解するか、という問題とのかかわりで「個人化」論を展開しており、私的領域への「個人化」原理の浸透という観点から家族変動に注目している。そのため、ベックの「個人化」論は、必ずしも精緻な家族の分析枠組みとして提示されているわけではない。著者は、ベックが「個人化」を近代化の徹底としての「再帰的近代化」の一側面として位置付けているがゆえに、「近代家族」以降の家族、すなわち「個人化された家族」を捉える射程を内包している

と見て、ベックにおいてはグレーゾーンに終わっている「近代家族以降の家族」と、その家族の関係性の再構成の可能性を見出し、それを検証することを特に1、2章の課題と据えている。

そして、3、4章においては、「個人化」過程における「親性」の変容を、「親性」に関する〈社会的意味付け〉と〈個人的意味付け〉の交錯状況として、ドイツにおける家族関連法制度の変遷およびヘルムート・コール政権下の家族政策と、社会運動、とりわけ「母親宣言」に凝縮されるドイツ母親運動の分析から明らかにしようとしている。

2. 本論文の章節構成

序章 問題状況と本論文の課題

第1章 「個人化」論の射程

第1節 ベックの時代認識

第2節 「個人化」論の理論的特徴

第3節 新しい共同性の可能性

第4節 家族変動の分析視角としての可能性

第2章 「親性」における「個人化」

第1節 親性に関する研究状況

第2節 「個人化」論における「親性」

第3節 親性の決定過程」に関する分析枠組み

第3章 ドイツにおける「親性」の歴史的系譜

第1節 「近代家族的母 - 子関係」の原型

第2節 ドイツにおける「近代家族」の形成

第3節 戦後西ドイツにおける家族変動と家族法・家族政策

第4章 母親運動にみる「親性」の意味変容

第1節 ドイツ女性運動の系譜と第2期女性運動

第2節 母親運動の形成過程

第3節 「母親宣言」に見る「親性」の今日的意義

終章 今後の課題

参考文献

参考資料 「母親宣言」

3. 本論文の要旨

序章は、本論文における著者の課題設定と分析枠組みを提示するものである。著者は、近代家族のゆらぎとそのゆくえを読み解くキーワードを「子ども問題」にもとめる。著者は、近代化に伴う家族変動が、社会にとっての、そして親にとっての「子どもをもつこと」への意味付けを変容させ、「子ども問題」への異なる反応を引き起こしたとし、その端的な現われを、西ドイツにおける1980年代での、コール政権の家族政策および緑の党の「母親宣言」の言説に認めている。

その際、著者は、ウルリヒ・ベックの「個人化」論が、戦後ドイツ社会の近代化過程に関する実証分析を踏まえた社会変動論の中核をなすものであることに注目し、「親 - 子関係」の変容過程を、近代化とい

う社会変動の過程での家族変動に位置付けて理解するために、ベックの「個人化」論を家族変動論として再構成し、その有効性を検討することで、「近代家族以降の家族とその関係性」を射程にいられた理論構築への足がかりをえたいとしている。

著者は、本来多様であるはずの女性・男性・子どもの三者の関係様式が、「近代家族」の成立によって、「母性」を媒介とする均一かつ排他的な「母-子関係」、すなわち「近代家族的母-子関係」に回収されてしまった点に着目し、「近代家族」の変容が、「母-子関係」を「近代家族的母-子関係」から離脱させ、女性と子どもの新たな関係性をもたらすだけでなく、女性・男性・子どもの三者の関係様式の再形成をもたらす、という認識を示し、近代化という社会変動過程におけるこの三者関係の変容過程の総体を把握可能な概念として、あえて「親性」という概念を採用している。この概念は、ErternschaftやParenthoodと同義であるとされ、著者によって「自己(大人)の子どもという他者によって規定された客観的および主観的な関係」と定義されている。換言すれば「親性」とは、社会変動過程における「子どもを持つこと」への<社会的意味付け>と<主観的意味付け>のダイナミズムによって規定されることを示唆しており、ベックの「個人化」論は、こうした意味で、「親性」の意味変容の分析を可能とするものとされる。

その前提を置いた上で著者は、本論文での二つの課題を示している。

第一は、<社会的意味付け>と<個人的意味付け>の交錯として、社会変動の過程で表出されてくる「親性」の現実とその変容を理論化するにあたって、まず、ベックの「個人化」論を家族変動の分析視角として再構成を試み、「親性」分析にとってのその意義と有効性を明らかにすること。第二は、「親性」をめぐる<社会的意味付け>と<個人的意味付け>がどのように交錯し、現実の「親性」、すなわち「近代家族的母-子関係」を強化し、あるいはゆるがせてきたのか、について、ドイツを事例として具体的に明らかにすること、である。

第1章では、著者は、ベックの「個人化」論に注目し、家族変動の分析視角として有効性を明らかにしようとする。著者は、まず第一に、「個人化」論の論理構成そのものから、第二には具体的なパートナー関係の分析を通して、この課題を追求している。

ベックの「個人化」論は、本来「近代化」という社会変動をめぐって展開されたものであり、その「個人化」概念は、「余りにも多くの意味の詰め込まれた」(ベック)概念である。ベックによれば、今日の社会変動は、「再帰的近代化」段階に位置付けられる。いまや個人は、自らが行為の意味付けを行い選択しなければならない。この「個人化」のゆくえには、どのような社会構造、そして家族とその関係性が展望できるのであろうか。著者がベックの「個人化」論に寄せる関心は、まさにこの点にある。

著者は、ベックの「個人化」過程とは、歴史的に所与と考えられてきた「社会的結びつきからの解放」、知識・信仰・規範が有していた「安定性・確実性の喪失」、新たな社会への「再統合」という三重の過程があらゆる生活領域に浸透し、すべてが個人の意思決定作業の結果とみなされ、「個人化」が社会のあり方を特徴付ける原理となっていくことである。ベックはそれをさらに、「人々の生活状況」という客観的な次元と、「人々の意識やアイデンティティ」という主観的な次元とに区別する。この区別を立てることによって「再統合」の段階における「個人化」された個人の選択的行動を、<社会的意味付け>と<個人的意味付け>、換言すれば、個人の選択は自由の拡大であるとともに、構造的強制でもあるという「再帰的近代化」の持つ両義性の交錯・せめぎあいとして理解することを可能にしたのだと著者は指摘する。「個人化」論をこうしたダイナミズムに富むものとしてとらえるとき、「近代家族」のゆらぎは、「個人化」によってその求心力を失いながらも、「個人化」それ自身によって、逆説的に他者との関係性、共

同性への新たな〈個人的意味付け〉を生み出す過程としてとらえることが可能となり、「個人化」論は、近代家族以降の家族への理論的展望を含むものとなる。第1章で著者は、とくに、エリザベス・ベック＝ゲルンスハイムを援用しつつ、「個人化論」の射程から、具体的にパートナー関係の変容に関して論及し、その家族変動分析への有効性を論証しようとしている。著者によれば、ゲルンスハイムは、「再帰的近代化」の過程において、はじめて女性の「個人化」、換言すれば「女性のライフコースの個人化」が実現されるとし、「選択的共同体」として家族の存在を前提するならば、その共同決定の場面でのパートナー間のニーズ調整に困難が生ずるが、逆に、自立と共生を軸とするパートナー関係への希求もまた強まると想定している。

第2章では、著者は、上記の個人化論の枠組みを踏まえて展開されているドイツ家族社会学における先行研究について、「個人化」過程の両義性を冠された「親性」を媒介として、新しい共同性への道程がどのように構想されているか、を検討している。著者は、親-子関係を、親の側からの子どもへの意味付けと、子どもの側からの親への意味付けとの双方からの意味付けが存在することを指摘しつつも、とくに、初期親-子関係は、大人と子どもという非対称性という要素を含み、なおかつ「近代家族的母-子関係」を基軸に展開してきたという経過から、本論文では、親-子関係を、親の側からの子どもを持つ意味、すなわち「親性」に限定している。

著者は、生殖技術の発展が「子どもをつくる」という再生産行為を意識的・選択的行為に変換させた結果、その行為への〈個人的意味付け〉として「子ども願望 Kinderwunsch」が登場したとするバーバラ・ジヒターマンによる主張に対し、エリザベス・ベック＝ゲルンスハイムによる「個人化」論の視点からの「子ども願望」を対置する。

では、「個人化」論は、いかに「親性」の変容を語れるであろうか。

著者によれば、「個人化された社会」とは、パートナーや子どもとの関係性が「負荷」となるような社会である。「再帰的近代化」の過程における女性の「個人化」は、女性にとって「親性」からの離脱を選択することも可能にし、「負荷」からの開放につながる。したがって、「子どもを持つ」という行為・状態を選択することは、自らの「個人化されたライフコース」に敢えて大きな「負荷」を持ち込むことになる。「子どもの福祉 well-being」重視に典型化される「子どもの価値」の変化もまた、「子どもを持つ」ことの「負荷」を強めるものとなる。著者は、「個人化」論に依拠するなら、「子どもを持つという選択」が達成困難になればなるほど、その矛盾から、逆説的にその選択への希求が高まり、「子どもを持つこと」への〈個人的意味付け〉が増大するのだという。いまや「負荷」となった再生産行為「子どもを持つ」ことへの〈個人的・主観的意味付け〉こそが、現代の「子ども願望 (Kinderwunsch)」の内実となるのである。そして、それはまた、「再帰的近代化」での「個人化」過程を経た「親性」でもある。

第3章、4章においては、著者は、1章、2章において展開してきた「親性」の変容過程を、ドイツという社会的現実における「親性」への〈社会的意味付け〉と〈個人的意味付け〉とがせめぎあう交錯状況の変遷として見て取ろうとする。

著者は、まず、第3章においては、家族をめぐる法制度及び家族政策に限定して、その変遷のうちに「親性」への〈社会的意味付け〉の変化を見ようとする。

著者は、1900年「ドイツ民法典」が、その近代家族的規範によって「パートナー関係」を〈社会的に意味付け〉たとする。第二次世界大戦以降の西ドイツの家族変動は、1960年代の「近代家族の黄金期」を経たあと、福祉国家化過程でその揺らぎを迎えるが、この揺らぎこそは、ベックの言葉を借りれば、家族へ

の「個人化」原理の浸透によるものであり、具体的には女性のライフコースの「個人化」の進展によるものであるとする。かくて「近代家族的母 - 子関係」を基軸とした「パートナー関係」と「親 - 子関係」とが独自の連結体をなしていた西ドイツ「近代家族」が、その連結を切り離され、「パートナーシップと親性の分断」が生じ、従来「パートナーシップ」の延長線上に位置付けられていた「親性」が、「パートナー関係」のありかたから切り離され、それぞれ独自に発展を遂げる可能性を持つことになる。

その後の大幅な法改正は、「パートナー関係」に対しては、家族形成の基盤としての〈社会的意味付け〉を弛緩させ、その一方で、「親性」に対しては、家族形成の基盤として重視され続け、〈社会的意味付け〉が強化されることとなったことに著者は注目する。著者によれば、その要因は、子どもが権利主体として位置付けられ、「子どもの福祉」が強調され、養育責任が問われたことによる。その結果、「親」の役割が、具体的には「母親役割」が強調され、「親 - 子関係」を「近代的家族的母 - 子関係」へ回帰させる文脈をもって「親性」に対する〈社会的意味付け〉が行われたとみるのである。著者は、コール政権下の家族政策は、まさにそのような意味を持つものであったとする。

第4章では、著者は、法制度・政策からの〈社会的意味付け〉への対極として、子どもを持つ親、とりわけ女性の側からの「子どもを持つこと」への〈個人的位置付け〉を、「子ども願望」の解明を通じて明らかにする。1960年代に登場した第2期女性運動では、中絶をめぐる刑法218条廃止運動を中心として、何よりも「産まない自由」が強調された。このことによって「近代家族的母 - 子関係」からの離脱の可能性、換言すれば、新たな「親性」への可能性が切り開かれたのであったが、著者は、当時は、男性からの解放と子どもからの解放が同一視され、「親性」に対する女性の側からの積極的意味付けは、あまり行われなかったとみる。

その後、コール政権下で「親性」に対する〈社会的意味付け〉が強化される中で登場してくるドイツ「母親運動」は、「子ども願望」を前面に立てる。著者によれば、この運動の担い手たちは、第二期フェミニズムを経て、「個人化」した女性のライフコースを選択する女性たちであり、「親性」が達成困難になるがゆえに「子どもを持つという選択」を、「子ども願望」として積極的に承認するに至ったものであり、「親性」への「個人的意味付け」を明確化しようとしたものと見て、新たな「親性」の萌芽を見てとろうとしている。しかし同時にこの運動が、「子どもの福祉」のもつ両義性を媒介として、コール政権の家族政策による〈社会的意味付け〉にとりこまれる危険性を持つことも指摘している。なお、著者は短期ではあるが、ドイツにおける母親に自助グループを訪問、ヒアリングを行っており、4章にはその成果が生かされている。

終章では、著者は、「子ども問題」を手がかりに、「近代家族以降の家族」において切り開かれる子どもとの新たな関係性、さらには新しい家族関係を探求する理論構成のキー概念として、「『親性』における『個人化』」概念の重要性を確認している。同時に、著者は、本論文で展開した「親性」は、親の側からする「子どもとの関係性」であって、子どもの側からする親との関係性に触れられなかったと述べ、今後、子どもの視点からの「親性」への問い直しが必要であるとし、それを著者の今後の課題としている。それは、子どもを巡る多様な人間関係のありかたを考える視点として重要であることを課題提起して、本論文を結んでいる。

【論文審査の結果の要旨】

公聴会を踏まえ、慎重な審議の結果、審査委員会は次のような見解に達した。

本論文の今日的意義

本論文の眼目は、現在における「親・子関係」の変容を、親の側からする「子どもを持つこと」への意味付け、すなわち「親性」の変容としてとらえようとするところにある。現在、パートナー関係の変化や生殖技術の進歩のなかで、「子どもを持つこと」「親になること」は選択的事項となりつつある。「親とはなにか」「子どもを持つ」とはどういうことか、という問いは、こうした現実からも厳しく問い返されるものとなっている。著者は、まさにそれを理論的課題として受け止めようとしているといえる。それに迫るために著者は、「親性」の「個人化」を論ずる必要性を提起し、その可能性を切り開く論理を提供する理論枠組みへの射程を持つものとしてウルリヒ・ベックの「個人化」論を取り上げ、その可能性を検証しようとしたものであり、現代的課題に対する意欲的挑戦としてその今日的意義を認めることができる。

ベックの近代化・個人化論への理解

著者は、そのために、ベックの膨大な文献から本論文のベースとなる文献を拾い上げ、ベックの「個人化」論に関するユルゲン・ハーバーマスによる「システム論的記述」という批判、アンソニー・ギデンズ、スコット・ラッシュ、メルッチらの「個人化」論、再帰的近代化に関する論点を視野に入れ、その共有点と相違を踏まえつつ、ベック「個人化」論の特質を明らかにしており、論文中にはドイツ家族社会学界でのベック理論の受容の状況についての著者の分析が織り込まれており、これらの叙述に著者の的確なベック理解が示されている。

論文の課題に照らして、ベックの個人化論適用の妥当性

ベックの「個人化」論を家族変動論へと再構成し、しかも、従来家族変動の見地からは、なかなかととりあげられてこなかった「親・子関係」に対して、「親性」の概念を立てて、その糸口を切り開こうとしたことは、本論文の大きな特徴である。ベック自身は視座を提供しており、明示的な家族論を提示しているわけではない。そのため、著者は、エリザベス・ベック＝ゲルンスハイムの所論による補強を行っているが、ベック理論を家族論へと展開する可能性を補強するというプラス面と同時に、ゲルンスハイムの議論が「女性のライフコースの個人化」を軸に論じられるために、「親性」の議論が「母・子関係」の議論へと比重を強めたことは否めない。この点について、男性の「個人化」が、男性にとっての「親性」の獲得とどうつながるのか、その延長線上にこそ「近代家族的母・子関係」を超える新たな三者関係としての、とりわけ親の側からする子どもとの新たな関係性としての「親性」を論じることが出来るのではないかと、との指摘がなされた。この点に関しては、論文に男性・女性・子どもの三者関係の新たな形式としての「親・子関係」の「近代家族的母・子関係」への回収から、さらに新たな三者関係への展望が示されているが、子どもとの関係、「子どもを持つこと」という「親性」に関する「男性の個人化」論議は課題として残されている。

関連文献の渉猟と理解・その本論文への取り込みの妥当性

近現代ドイツの社会状況の歴史の変遷を辿り、その変遷過程における「親性」の〈個人的意味付け〉と〈社会的意味付け〉にかかわる言説を渉猟・整理し、ドイツ家族社会学を中心に「家族変動」と「親性」に関連する論議の精力的精査と読み込みを行い、適切に引用を行い、ベックの議論の豊富化を試みている。さらに、著者は、ベックの「個人化」論に関するハーバーマスによる批判（「システム論的記述」）、ギデンズ、メルッチらの「個人化」論についても視野に入れ、それらとの関連でベックの「個人化」論の特徴について触れており、その点で、社会科学的知見の豊かさを確認でき、より広い視野から課題の考察を深めることになっている。また、それらが論文の随所に反映され、いわば補助線的論点の多彩な提示がなされ

ており、今後展開されるべき関連課題群とその配置を示すものともなっている。

全体として著者のオリジナリティについて

著者は、「初期親 - 子関係」における親の側からの「子どもを持つこと」にかかわって「家族」の静的内部構造分析にとどまらず、社会変動下での家族変動分析と関連させて「親 - 子関係」分析の枠組み設定を企図しており、この点は、本論文の独創性を示すものとみなすことができる。「親性」概念提起の意義は高く評価できるが、「親性」自体、未だ十分こなれた用語・概念として定着しているとは言えず、その意味で、今後、この概念の彫琢・精緻化の必要があろう。

繰り返すが、社会変動論という文脈における親子関係の研究は、端緒についたばかりであり、社会的にも理論的にも、まさに期待される研究分野となってきている。本論文はこうした要請にこたえる貴重な一歩と位置付けることができる。

なお、論文タイトルに明記はされていないが、研究対象はドイツである。ドイツにおけるポスト近代における家族や父親に関する議論をさらに摂取して、研究を深めることが期待される。また、西欧近代の到達点とその歴史的遺産を扱う研究者として、「西欧近代」の本質的内実について、またその「西欧近代」自体が内包する問題点について、より正確で深い理解に到達することを期待したい。

審査委員会は、本論文に含まれるいくつかの問題を指摘しつつも、本論文が学位請求論文にふさわしい優れた研究内容であることを認め、審査委員会は、本学学位規定第18条第1項に基づき、学位を授与することが適当であると判断するものである。

【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は、学位請求論文を精読し、さらに公聴会での質疑応答を踏まえ、本論文の著者が十分な専門的知識を有し、豊かな学識を有することを確認した。又、本論文で著者は、ベックをはじめ、ベック＝ゲルンスハイム、ブルカルトなどの独語文献および関連英語文献を精力的に読みこなしており、十分な語学力をもっていることを確認した。同時に審査委員会は、著者が本研究科在籍中に、学則に基づき所定の単位を取得したことを確認した。したがって外国語を含む著者の学力確認は十分行い得たと判断する。故に、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。

審査委員	(主査)中川 順子	立命館大学産業社会学部	教授
	松葉 正文	立命館大学産業社会学部	教授
	姫岡とし子	立命館大学国際関係学部	教授

氏 名 池 田 知 加
 学 位 の 種 類 博士（社会学）
 学位授与年月日 2001年3月31日
 学位論文の題名 『人生相談』の社会学 行為選択と社会的規範の結びつき

【論文内容の要旨】

1. 本論文の概要

本論文は、新聞紙上等に掲載され社会的に公表されている多数の「人生相談」ないし「身の上相談」を素材として、現代日本の社会意識の変動を分析したものである。その際、「人生相談」を、相談者の悩み事の表明としてだけでなく、相談者と回答者の社会的なコミュニケーションとして個々の具体的な「悩み事」が社会的に解釈され、あるいは再構成される過程としても捉えているところに本論文の特質がある。

論文の展開は、「人生相談」を素材とした加藤秀俊氏、鶴見和子氏、見田宗介氏らの先行する社会意識研究をふまえるとともに、「生き方」についての発言、陳述、「語彙」「語られ方」に着目して社会問題を取り扱う近年のM. スペクターとJ. I キツセラの構築主義的アプローチ、さらに「トラブルズ・トーク」の会話分析研究を援用しつつ、かつ著者独自の分析枠組みに沿って進められ、社会意識の現状と矛盾の認識にとって有益ないくつかの動向が析出されている。

分析は、「悩み事」の内容に注目してその分布と変動を扱う第2章と、「相談」というコミュニケーションの側面に着目して、その形態の変動を扱う第3章・第4章と、二段階で進められる。とくに後半部分で筆者は、「悩み事のシークエンス構造」とも言うべき枠組みに基づく独創的な解析により、行為選択における「自己責任性」と「自己決定性」という形式的要件を重視する傾向が「相談」そのものの社会的展開を狭隘にしている中で、問いと回答の「ズレ」ないし不一致の中にこそ社会的コミュニケーションのダイナミズムの可能性、つまり個別的相談が「問題の収縮化傾向」ないし「自己を人生のプロデューサーとみなす」ような「個人主義化」傾向を越えて、社会的に展開されていく可能性が存在していることを見いだしている。

2. 本論文の構成

目次

はじめに 問題の所在と本論分の構成

第1節 問題の所在 行為選択と社会的規範の結びつき

第2節 本論文の構成

第1章 分析の方法と分析枠組

第1節 分析の着眼点 どこに規範を見いだすか

第2節 「人生相談」 データとしての特質

第3節 データの概観

第4節 分析の方法

第2章 「人生相談」にあらわれる理想的な「生き方」

第1節 分析枠組み- 内容の区分

第2節 幸福と生きがい

- 第3節 人生の目標
- 第4節 1990年代後半における「人生相談」 幸福と将来像の多元化の帰結
- 中間まとめ 回答者のジレンマ 内容分析から形態分析へ
- 第3章 自己決定か規範的内実か 悩み方の変化と回答の二つの類型
 - 第1節 分析枠組み- 聞き方・答え方からみた形態分析
 - 第2節 相談内容の区分と「悩み方」の変化
 - 第3節 行為選択の二つの方法
 - 第4節 まとめ 行為選択と社会的規範の結びつき
- 第4章 「人生相談」原論 相談と回答という相互行為
 - 第1節 「人生相談」の社会学的な分析
 - 第2節 相談者と回答者の関係
 - 第3節 コミュニケーションの不一致 二つの類型
 - 第4節 まとめ コミュニケーションの不一致と規範の問題化
- おわりに まとめと残された課題
- 参考文献

3. 各章の要旨

第1章では、「人生相談」を用いた先行研究を概観しながら、本論文における分析の方法について多角的かつ慎重に検討され、主に構築主義的なアプローチを援用することによって、相談者と回答者が「問題」となる事柄について発言したり、説明したりするために使う「語彙」や「語られ方」に着目するとしている。そして、現代日本における「人生相談」の中の価値意識にかかわる言説の推移をみるための前提として、まずもって相談者が「何について」尋ねているかにしたがって相談を区分する分析枠組（家族、職場・学校、友人・サークル、近隣、自己自身）を設定しデータを分析することによって、「人生相談」における「悩み事」の内容には、「家族」に位置づけられているものと、「自己自身」に位置づけられているものの二つが主流となる傾向があることを見出している。

第2章においては、とくに「夫婦関係」における悩みと、性格・進路などに関する「自己自身」についての悩みに焦点をあて「幸福」価値の語られ方の変遷を考察している。ここで確認されていることは大きく以下の二点である。

第一に、夫婦関係についての相談からみた「女性の幸福」がつねに主に夫婦関係の中で語られることを確認した上で、具体的な相談事例をとおして、「幸福」の語られ方が、「夫への従順」から、「夫からの経済的自立」、「夫への愛情の自己決定」へと変化してきたこと、また同時に、男性においても仕事への専念という役割への期待から、余暇活動における新しい自己実現が望ましいと考えられるようになってきていることも見出される。このような「幸福」言説の変化の核心を筆者は、人生における「自己決定性」重視と「感情化・情緒化」の二重の過程として捉えている。

第二に、「自己自身」に問題が位置づけられる問題に属す「大学進学」の語られ方の変化に関しては、「大学進学」の価値が大きく変化するのは、1980年頃であるとされる。この頃より提唱されはじめる「個性重視」という言説とともに、「大学へ行く」以外の道にも同様に価値があるという言説が増加する。筆者は、将来目標の多元化に「進学冷却志向」と、「人生の目標」がある職業によって導かれるという将来

像の「職業モデル化」を見いだしている。

中間まとめは、幸福や生きがい、将来の目標は個々人が独自に決定していくべきものであるという言説が増加し、幸福や将来像が多様化されるようになった1990年代後半の「人生相談」の特徴を踏まえて、回答者が相談者に実質的な内容をもった理想的な「生き方」を示すことが難しくなっていることについて検討している。回答者は相談者の「生き方」に関する問いに答えることが困難であるにもかかわらず、答えなければならないというジレンマの中で回答者がどのような答えを提示しているのかについて考察するためには、相談者が「何について」尋ねているのかという点についてだけでなく、「どのように」尋ねているのかという質問の発し方、問題の構成の仕方にも注目しなければならないとし、「人生相談」のいわば「形態分析」へ移行することが必要であるとする。

第3章ではまず、相談者がどのように尋ねているか、それに対して回答者はどのように答えているかにしたがって相談内容を区分するために分析枠組（問いの諸段階としての、承認・原因・解決方法・選択・技術的手段、回答の諸段階としての、解釈・説明・方法・判断・技術）が設定される。この分析枠組

によって、相談者がある問題に直面したとき回答者に解決方法を尋ねているのか、問題の原因について尋ねているのかといった「尋ね方」の区分から、現代日本における「悩み方」に二つの相反する志向が同時にあらわれていることが見いだされる。

一方で、問題の解明を求めるような相談が減少し、実際の解決方法を尋ねるような相談が増加しているということから、「問題 - 解決」志向が顕著になっていること、また他方で、回答者に解釈ないし診断を尋ねるような相談が徐々に増加していることから、「問題構成の方法」そのものが自明でないがための「問題 - 診断」志向も増加していることである。

これと並行して、回答者に自身の問題の解釈を求める相談と、いくつかの選択肢の中からある行為を選択することについてたずねているような相談に焦点を当てることによって、行為選択の二つの方法も対比される。すなわち、相談者の「悩み方」が変化し、行為選択の方法として「自己決定」によるものと「規範的内実」によるものという二つの回答例を見いだすことができるとし、「自己決定」に基づく行為選択だけでは、つねにその選択の妥当性に不安がつかまとい、再び他者によって自らの行為選択の妥当性を支えてもらうことが不可欠になるという「自己決定」原理の限界と規範的内実への言及の不可避性が指摘される。

第4章では、「人生相談」における相談者と回答者のやりとりそのものに焦点をあて、分析枠組 にしたがって相談と回答を区分し、問いの段階と答えの段階が一致しているかどうかについて分析しているが、とくに相談項目と回答項目の不一致（20% - 30%）に着目し、そこには「答えの先取り」と「問いの再構成」という二つの類型があることを見いだしている。

回答が相談者の悩みに対して答えを先取りして提示しているようなやりとりにおいては、相談者の「悩み事」の性質が第三者の介入を通して公共化されている。

また、回答者が相談者の問いを再構成するようなやりとりに筆者は、これまで言及されることのなかった規範が社会的なコミュニケーションのテーマとして形成される一つの過程として位置づけている。すなわち、回答者が相談者の問いの段階に対応して回答せずに、相談者が前提にしている現実解釈を否定することによってこそ、新たな規範が提示され、「問題化」されるようになるとする。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、膨大な事例データの採取と分析に基づく、現代日本の社会意識の変動分析である。とくに評価しうるのは次の諸点である。

第一に、社会意識研究に新しい水準を切り拓いたことである。これまで「人生相談」・「身の上相談」という「質的データ」を素材とした社会意識研究は加藤秀俊氏、鶴見和子氏、鶴見俊輔氏、見田宗介氏などによって行われたことがあるし現在でも行われている。「人生相談」は「日常的な思考」、「日常的論理学」、「現代生活の日常のさりげない表情の根底にあるもの」、日常生活における「推論の方法」などを探り出す糸口として注目されてきた。しかし、それらの研究はせいぜい200 - 300の事例に基づくものであったのに対して、本研究は約3000にも及ぶ膨大な事例の集積に基づくものである。このことによってとかく直感と経験に基づく評論的記述に終始しがちなこの分野で定量的な分析と記述を行うための、質問票による分析とも違った新たな一つの道を拓いたと言える。

第二に、本論文が言説分析の意義と限界についての方法論上の自覚に裏打ちされていることである。「質的データ」についての従来の議論だけでなく、「話者のタームに即して言説を類型化する」現在の「構築主義」アプローチについても、言説による問題構築が現実の問題成立の構造的な分析に取って代わるものでないとの限定の上で援用されている。言説分析の意義と限界については未解明の部分が多いが、少なくともこのような限定は他の方法による分析との接合に可能性を開くものである。

第三に、主要な二つの分析枠組とそれにもとづく多彩なグラフによって、社会意識の変動に関する重要ないくつかの興味深い事実を見出していることである。「夫への従順」という選択が50年代ですでに「生活の安定」という実利的価値によって正当化されていたこと、「悩み事」の「自己」への囲い込みが「感情・情緒」による説明と重なること、「夫の暴力」が「ドメスティック・バイオレンス」という用語で語られるようになって個別的な「夫の困った行状」から「社会問題」へと展開されていくことなどである。

第四に、筆者自身の問題意識と主張の明確さである。「自己責任」や「自己決定」という形式的原則さえみたまれば個々の行為の選択には社会規範や価値は関与しないといった通俗的な語りや、悩み事とそれをめぐるコミュニケーションを閉塞させ、一方では悩み事の「技術的」な言説を増加させ、他方では、自らの悩みが悩みとして妥当するの否かさえ不鮮明にする言説空間を作り上げてしまう。問いは問いとして回答を拘束する力を持っているが、しばしば回答者は問いとずれた水準で回答することにならざるを得ない、このような局面でこそ「自己決定」原理が生み出す閉塞が打開されるといった主張は現代の社会関係やコミュニケーション研究にとっても貴重な示唆を与えるものである。

本論文はライフワークともいうほどのきわめて多様で豊富な展開可能性を含んでおり、以上のような特長が指摘されうるとしても、その展開可能性に照らしてなおいくつかの重要な限界と課題をもっている。特に以下の二点が重要である。

第一に、方法論的には社会的行為の分析と社会構造の分析との関係である。先に述べた方法論的な自己限定がされているにしても、個々の悩み事の社会的背景、発生の社会構造的な分析は、社会意識の全体的な研究にとっては不可欠である。

第二に、事例の解釈の妥当性である。個人の日常生活の中から生まれる悩み事を記述した文章の理解にはいわば「文学的想像力」といったものも必要であり、そのよりいっそうの研鑽が求められる。

審査委員会は以上のような特長と限界・課題について公聴会で確認し、本論文が、長期にわたる膨大なデータの蓄積をふまえ、かつ斬新な分析手法によるものであり、日本の社会意識研究の新しい水準をきり

ひらくものであると評価し、本論文が本学学位規程第18条第1項による学位授与に十分値すると判断する。

【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は本論文の内容を詳細に検討するとともに、2001年6月19日、第1回審査委員会、公聴会、第2回審査委員会を順次開いて質疑を行い、慎重かつ厳正に本論文を審査した。その結果、本論文の著者が十分な専門的知識を有し、豊かな学識を有すること、また著者が社会学研究科博士課程後期課程に3年間在学し、学則に定める履修要件を充足していることを確認した。その間の論文作成や学会発表等、また本論文の内容により、外国語を含む学力確認は十分行い得たと判断し、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。

審査委員	(主査)	赤井 正二	立命館大学産業社会学部	教授
		佐藤 嘉一	立命館大学産業社会学部	教授
		山下 高行	立命館大学産業社会学部	教授